

災害時における職員の自家用車等の公用使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画に定める防災指令（以下「指令」という。）に基づく動員に際し、職員が自家用車等を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に定める一般職の職員をいう。
- (2) 自家用車 職員又は職員の親族が所有する（所有権留保条項付売買契約により購入した場合を含む。）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに同法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車 職員又は職員の親族が所有する道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に定める自転車をいう。
- (4) 旅行 職員等の旅費に関する条例（昭和34年4月1日西宮市条例第14号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に掲げる内国旅行をいう。

(要件)

第3条 職員は、指令に基づく動員によって旅行する場合においては、自家用車又は自転車（以下「自家用車等」という。）を公務のために使用（以下「公用使用」という。）することができる。

(運転者の遵守事項)

第4条 自家用車等を公用使用する職員は、次の各号に掲げる事項を守り、安全運転の確保に努めるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の道路交通に関する法令の規定を遵守すること。
- (2) 心身の状態がすぐれないときは運転を避けること。
- (3) 整備不良による事故等の未然防止のため、自家用車等の整備点検に万全を期すこと。
- (4) 自家用車等を運転する職員を対象とする自家用自動車保険（自動車共済を含む）

以下「任意保険」という。)又は自転車損害賠償保険等(自転車共済を含む。以下「自転車保険」という。)の契約を締結していること。

(旅費の支給)

第5条 職員が自家用車を公用使用して旅行した場合(当該職員の自家用車を当該職員の親族又は他の職員が運転した場合であって、当該職員が同乗したときを含み、他の職員の自家用車に同乗した場合は除く。)においては、条例の規定により旅費を支給する。

(旅行中の交通事故の処理)

第6条 自家用車等の公用使用中の交通事故により職員が第三者に損害を与えた場合の損害賠償金については、当該自家用車等に付した自動車損害賠償責任保険及び任意保険又は自転車保険による保険金をもって支払うものとする。

2 前項の場合において、損害賠償金の額が保険金の額を超える場合(当該交通事故について職員に故意又は重大な過失がない場合に限る。)は、市が当該超える額を負担するものとする。

3 前項の規定により市が損害賠償金を負担した交通事故について、職員に故意又は重大な過失があったことが明らかとなった場合は、市は負担した損害賠償金について、当該職員に求償することができるものとする。

4 市は、第2項の規定により負担する損害賠償金以外の一切の費用(保険契約により免責された金額、保険利用に伴う次回契約以降の保険料増加額、自家用車等の修理費用及び自損事故により生じた損害金額等を含む。)は負担しないものとする。

5 自家用車等の公用使用中の交通事故により職員が被った負傷等に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによるものとする。

6 自家用車等の公用使用中の交通事故により職員が第三者から損害を受けた場合の当該第三者に対する損害賠償の請求については、原則として当該交通事故の当事者間で処理するものとする。ただし、当事者間の処理によりがたい場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。